

2006(平成18)年3月27日

東京拘置所 所長 殿

日本弁護士連合会

会長 梶谷 剛

## 勸告書

当連合会は、A外3名の申立による人権侵犯救済申立事件につき調査した結果、貴所における未決被拘禁者の処遇に関して、下記のとおり勸告します。

### 記

#### 第1 勸告の趣旨

未決被拘禁者は、公判などへの出頭を除けば、1日の大半を、その狭い居室内で閉鎖性の強い生活をせざるをえない環境にある。したがって、未決被拘禁者に対しては、その身体的・精神的健康を保持できるようにするために、居室の構造について格段の配慮をなすべきであると同時に、運動などの機会を保障し、被収容者が自然に触れることができるような環境を整えることが求められるものというべきである。

しかしながら、貴所における未決被拘禁者の居室と処遇については、以下のとおり看過しがたい状況にあって、身体的・精神的健康を保持する権利が侵害されているものと評価せざるを得ない。

よって、次のとおり勸告する。

1 貴所においては、居室の外に巡視廊が置かれ、その巡視廊にある窓は特定の方角しか見通せないよう設置された鎧戸状の目隠しであるルーバーで覆われているという構造となっている。その結果、居室から外がまったく見えず、あるいは日光さえも居室に届きにくい現象が生じている。

よって、ルーバーの本数や角度などの見直し等を行うことによって、居室から外部が眺望でき、自然の採光も可能となるような居室とするよう配慮すること。

2 貴所における未決被拘禁者の運動は、屋上運動場での運動の機会を与えられた一部の者のほかは、壁で囲まれ上空の一部しか望めない狭い屋内運動場で行われ

る扱いとなっており、屋上運動場においても、上空を除いて眺望は望めず、コンクリートに敷いた人工芝の上で行うというのはなほだ不十分なものである。

よって、未決被拘禁者に対しては、地上運動場における戸外運動の機会を与えること。

- 3 貴所における未決被拘禁者の運動は、週に2ないし3回、30分間に限り行われているが、このような取り扱いは未決拘禁者の健康を保持するものとしては極めて不十分である。

よって、未決被拘禁者に対しては、最低1日1時間の運動の機会を与えること。

## 第2 勧告の理由

### 1 本件申立事案の概要

申立人ら4名は、いずれも現在刑事裁判を受ける身にある。

申立人らは、いずれも10年以上にわたって未決のまま身体拘束を受けていた。

申立人らからは、東京拘置所の新収容棟について、その居室の構造や運動のあり方等の処遇について、入所者らの身体的・精神的健康を保持する権利を妨げるものであるとの申立があり、当連合会が調査、検討を行った。

### 2 調査の概要

#### (1) 新収容棟の居室の構造について

東京拘置所が1996年から建築を開始し、完成した部分について順次被収容者を移動させている新収容棟の居室構造や運動場の配置については、次のとおりであると認められる。

「各室と外壁の間に看守用の通路を設けた上で、各室の窓は鉄格子を無くして強化ガラスを採用（当然高い外壁もなくなる）。看守用通路外側の外壁を上下3段に分けて、中央部分は強化ガラスの磨りガラス、上下段はそれぞれアルミ製のルーバーを取り付け、ハンドルで角度が調節できるようにした。これにより、看守用通路を隔てて各室から外の見える角度を、各室毎に調節することを可能としたのである。角度は、地域住民との取決めで、拘置所の敷地が見える範囲に固定される。」（東拘建替ニュースNo.4の2p）「被収容者の居室は従前より一まわり大きくなるが、外壁との間に巡視廊が設けられて外界への観望は困難であり、通路と巡視廊に両側から挟まれる。」（東拘建替ニュースNo.3の6p）

「単独運動場は広さ10㎡（2m×5m）で193個、中型運動場は各個同型ではないが概ね24m×5mで10個。南北4収容棟の屋上はカマボコ型ネ

ットで覆い、物干しなどに使用するが、運動場としても利用できるという。」  
(東拘建替ニュースNo. 3の6p)

## (2) 拘置所建替えの経緯

新収容棟の居室および運動場が前項のような構造に設計された理由については、次のように説明されている。

政府は、2003年11月18日付けの答弁書で、国会に対し、新収容棟の居室の視界を制限したことについて、「東京拘置所については、全体改築工事の終了後、外塀を撤去し、外塀のない施設とする予定であることから、被収容者の逃走、部外者の侵入、被収容者と部外者との不正連絡等を特に防止する必要がある。また、同工事に際しては、周辺住民等から、改築後の施設の窓の位置等は、ふかん防止等について十分配慮したものとしてもらいたい旨の要請を受けており、他方、被収容者については、施設の外から見られたり撮影されたりすることがないように人権上の配慮が求められる。このため、南収容棟の窓については、上部と下部にルーバーを設置し、通風や採光をできる限り確保しつつ、必要な範囲で視界を制限したところである。」と答弁している。

また、運動場については、「南収容棟の被収容者のための戸外運動場としては、南収容棟各棟の屋上に設置した運動場(「屋上運動場」)のほか、各収容棟の偶数階の南端部分をつないだテラス状の床面に設置した運動場(「中間階運動場」)がある」、「中間階運動場及びこれに隣接する通路の施設外部に面した側」(南面)には「格子状の透き間部分に内部から外部へと斜め上向きに角度を付けた構造」の「金属製建材」を付けた構造となっている、これは、「必要な範囲で視界を制限しつつ、外気や日照を確保するため設置したもの(である。)」、「管理棟及び南収容棟に囲われた空間に面した側には格子状の透き間部分に角度のない構造の金属製建材を取り付けている」、「いずれの側も壁を設けず外気や日照を確保しており、中間階運動場における運動も、監獄法施行規則第106条第1項等に規定する戸外運動に当たるものと考えている」と答弁している。

そして、屋上運動場については、「被収容者の収容期間の長短にかかわらずこれを使用させている」と答弁している。

さらに政府は、地上運動場については、「現在、南収容棟以外の既存の収容棟3棟に隣接して地上の運動場5か所が存在するところ、これらは、今後、管理棟の中央部から北西及び北東方向に放射状に伸びる2棟の収容棟の建設が終了した後、撤去することとしており、現時点においては、全体改築工事の終了後も右運動場を残して被収容者の運動に供することは検討していない。」と答弁し、地上運動場を撤去することを明らかにしている。

なお、東京拘置所からは東京の三弁護士会に対して1996年1月16日付で東京拘置所の改築に対する意見照会がなされおり、三弁護士会は、連名で、同年3月13日付で回答を行っている。その中で、三弁護士会は、「新施設の構造は相模原拘置支所がモデルとされているが、居室の両側が通路であり、かつ、窓はスリガラスであって、外界を見ることが出来ず、外気に触れることがない。また、同所屋上の運動場も四方が壁に囲まれ、空しか見えない。外界を見、外気に触れ、地面を歩行することは隔離された人間にとって不可欠の要請である。短期ならば耐えられようが、被収容者の中には数年を経る者も多く、数十年に至る死刑確定者もあり、その精神的圧迫は計り知れない。

そこで、外に向かう窓はスリット状にするなどして、外は見えるが外からは内が見えない構造にするとともに、地面の上で直接、運動ができ自然を享受できる運動場を作るよう提案する。」と述べており、現在の新収容棟の居室の問題点が、計画段階から指摘され、かつ、その改善が具体的に提案されていたことがわかる。

### (3) 新収容棟の居室の見学の結果

新収容棟の居室は上記のとおり、従来型の居室とは異なった独特の構造を有するものであるが、それによって被収容者が受ける閉塞感等について判断するためには、実際に申立人福嶋が収用されていた居室そのものを見分することが不可欠であると考え、東京拘置所にその申し入れをした。結果的には、当該申し入れは拒絶されたが、一般見学という扱いで、2004年11月1日、拘置所内の見分を行うことができた。

拘置所側の説明によれば、共同室については、受刑者が作業中であるので見学が可能であるが、単独室については、現に使用中であるのでモデル居室の見学に代えるとのことであった。

居室関連では、新収容棟12階運動場（共同室用、単独室用）、保護房、新収容棟4階の共同室、モデル居室の単独室を見学した。

共同室については、居室の両側に巡視廊があり、外界への窓は外側の巡視廊にあるが、上部に6枚、下部に6枚のルーバーが取り付けられている。外側の巡視廊からは外をのぞき見ることができるが、室内から見ることは難しいと判断された。巡視廊は冷暖房が行われ、居室にも窓を通じて冷暖気が伝わるようである。

巡視廊には一定間隔で観葉植物の鉢が置かれていた。

モデル居室の単独室については、実際に居室内で使用される場合に外の様子を窺えるのかどうかは分からなかった。ただし、東京三弁護士会会の被収容者に対するアンケート調査結果（共同室・単独室共通）では、ルーバーからの眺

望につき「見える」16%、「空しか見えない」36%、「まったく見えない」48%となっており、空以外はほとんど見えない実情がうかがえる。

拘置所側の説明では、被収容者の側から外の様子を見ることができず、外からも中の被収容者の様子を見ることができないようにしているとのことであった。東京拘置所のような高層の施設では、「塀」に当たるものがないため、その代わりに、巡視廊とルーバーを置くことで、「塀」の役割を担わせているように受け取れた。

運動場については、新収容棟12階の運動場を見学したが、四方がコンクリート壁で覆われており、最上階であるため上空から日光が差しってくる状態であった。しかし、見学することができなかった他の偶数階の運動場では、外を窺うことはできないことが予想される。旧収容棟では、引き続き、地上の運動場を使用しているとのことである。所側は、居室を適宜上層の階に移すという配慮をしていると説明していた。

運動の時間については、土曜・休日及び入浴実施日を除く日(夏季は週に2日、冬季は週に3回)に、1回あたり30分間実施するとのことであった。

各居室の監視カメラについては、ある場所とない場所とがあり、ランダムに配置しているという説明であった。天井部を見ればカメラの有無は分かるという説明もあれば、分からないのではないかと説明もあった。カメラのある居室に入る被収容者の属性から推測すれば、カメラの有無は必ずしもはっきりとは分からないと推測される。

### 3 当連合会の判断

#### (1) 未決被拘禁者の処遇

未決被拘禁者は、勾留の裁判に基づいて身体を拘束されるものであるところ、勾留の目的に必要な範囲において、人身の自由・移動の自由などが制約される。しかしながら、未決被拘禁者は無罪の推定を受けているものであって、勾留の目的を超えてその自由を制約することは許されない。未決被拘禁者といえども、自らの身体的・精神的健康を保持するために必要な活動を行う機会を与えられるべきことは、憲法上認められた権利であることは明らかである(憲法第13条、第25条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第12条1項)。

そして、未決被拘禁者のように人身の自由を制約され、狭い空間での日常生活を余儀なくされるものに対しては、国は、その自由を制約しながらも、未決被拘禁者自らが身体的・精神的健康を保持することができるようにするため、十分な運動等の機会を与える義務が存在するというべきであるし、また、未決被拘禁者の生活の拠点ともなる居室についても、被収容者の心身の健康を損なうことがな

いように配慮して設計しなければならない。このことは、国際人権（自由権）規約第10条第1項（「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」）の趣旨からも当然のことであるし、以下の国連被拘禁者処遇最低基準規則の諸規定に照らしても明らかである。

すなわち、「被拘禁者の使用に供するすべての設備、特にすべての就寝設備は、健康保持に必要なあらゆる条件を満たすものでなければならない。気候上の条件、その他に気積<sup>\*1</sup>、最低床面積、照明、暖房及び換気について、妥当な考慮が払われなければならない。」（規則第10条）とされ、「被拘禁者が起居し、また作業しなければならないすべての場所においては、(a)窓は、被拘禁者が自然の光線によってものを読み、又は作業をすることができるだけの大きさのものであって、かつ、人工的な換気装置の有無にかかわらず、新鮮な空気をとり入れることができるように造らなければならない。」（規則第11条）、「戸外の作業に従事しないすべての被拘禁者には、天候が許す限り、毎日少なくとも1時間、適当な戸外運動をさせなければならない。」（規則第21条(1)）と規定する。

特に、第21条(1)の「戸外運動」の意義について、国際的にも権威のある「国際準則からみた刑務所管理ハンドブック」（アンドリュー・コイル著、財団法人矯正協会）では、次のように述べられている。

「多くの被収容者、特に未決被拘禁者は閉鎖された屋内に生活する時間が長く、そこでは太陽や外気に接することが少ない。こうした状況においては、彼らが適当な時間外気にふれ、散歩をし、運動をすることは身体的にも精神的にも欠かすことはできないことである。外気に触れる最短時間は一日1時間であることを推奨する。この時間は、被収容者は比較的広い場所を歩き回り、可能ならば、樹木や自然の草花を見ることができなければならない。一部の国では、大勢の被収容者が壁で囲まれた屋根のない居室ともいべき狭い敷地に出されている。このような1時間は戸外運動とはいえない。戸外運動の権利は、隔離処分に置かれている者、懲罰を受けている者を含む、すべての被収容者に適用される。」（47頁）。

## (2) 新収容棟の居室構造の人権侵害性

これを本件についてみると、まず、現在の東京拘置所新収容棟の居室の構造は極めて閉鎖的である。

すなわち、前記のとおり、新収容棟の居室はコンクリートに覆われた構造で、その両側を廊下に挟まれていて、直接、外部に接する窓がない構造となっている。居室に接する巡視廊には窓があるものの、その窓もルーバーで覆われていることから、居室から廊下の窓越しにさえ外を見ることができないような構造になって

---

<sup>\*1</sup> 室内における空気の体積のこと

いる。したがって、未決被拘禁者が窓の外の風景に接して時刻や季節の移り変わりを知ることは困難である。また、居室の窓の外にルーバー付きの巡視廊が存在することにより、窓は「自然の光線によってものを読み、または作業することができる」（最低基準規則第11条(a)）ものとなっていない。

現在の運用では、未決被拘禁者が単独室に收容されると、一日の殆どを居室内で単独で生活することを余儀なくされるのであって、面会がなければ、看守以外の人との接触の機会が一切ない。このような現状に鑑みると、未決被拘禁者が閉鎖的な空間からわずかでも解き放たれ、自然との関わりをもって生活することが不可欠である。

しかるに、東京拘置所の新收容棟に收容された未決被拘禁者は、上記のとおり自然との関わりをほとんど断ち切られた居室で生活することを余儀なくされているのであるが、そのような環境は、未決被拘禁者を社会からのみならず自然環境からも隔離しようとするものであって、未決勾留の目的を超えて不必要な苦痛を与えるものである。未決被拘禁者の中には、申立人らのように、裁判が長期化し、保釈が許可されないなどの理由により、長期にわたって拘束を受けることも稀ではない。このように、未決勾留の期間が長期化すればするほど、未決被拘禁者を閉鎖空間に閉じこめ続けることの弊害は顕著になる。したがって、かかる居室での生活を強制することは、未決被拘禁者の身体的・精神的健康を保持する権利を侵害し、国際人権（自由権）規約第10条第1項、被拘禁者処遇最低基準規則第10条・第11条(a)に違反するものといわざるを得ない。

そして、巡視廊の窓に備えつけられたルーバーについては、その角度を調節し、かつルーバーの数を減らすなどの措置を講ずることで、周辺住民等への配慮をしつつ、居室から外部を眺望するようにすることや、自然の採光が居室内に届くようにすることが可能である。よって、居室の閉鎖性を緩和し、未決被拘禁者と自然環境との触れ合いを確保する最低限度の措置として、これらの措置などを行うことにより外部の眺望や自然の採光が可能な居室を整備するよう配慮すべきである。

なお、本年2月2日に公にされた未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議の提言においても、同会議の委員が実際に視察した東京拘置所の居室を想定し、「都市部に設けられた高層の拘置所の場合には、周辺住民等に対するふかん防止等に配慮する必要があることや、施設外からの撮影等の防止等の観点から、視界を制限する必要もあるが、その場合であっても、できる限り、施設の構造や処遇において配慮するとともに、居室内の通風や採光をできる限り確保するよう努めるべきである。」と本勧告の趣旨と同様の指摘がなされている。

### (3) 新收容棟における運動実施の人権侵害性

次に、運動の機会の実現においても、極めて不十分であると指摘できる。

新収容棟においては、公判出廷等の場合を除き、同じ階での移動しかなく、運動の際にも四方を完全に壁で囲まれて上空の一部を除けば眺望が一切ないばかりか、屋上運動場での運動の機会が与えられた未決被拘禁者以外は、日光を浴びることさえできない環境にある。屋上運動場においても、日光は届くにせよ上空以外の眺望は望めず、また、コンクリートの上に人工芝を敷いた状態で運動をしなければならぬのであって、身体的・精神的な健康を確保するという観点からは、はなはだ不十分であると評価せざるを得ない。

すなわち、未決被拘禁者が上記のような極めて閉鎖的な空間で生活することを余儀なくされている現状からすれば、運動の機会を通じて十分に自然環境と触れることができるとともに、広い空間で体を動かして体調の維持を図ることが不可欠であると考えられるのであって、現行の中間階運動場や屋上運動場における運動のみが許されるという状況は看過しがたいものであり、運動はできる限り地上運動場でなされることが要求されるものというべきである。

先に言及した、未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議の提言においても、「未決拘禁者についても、その健康の保持のためにも適切な運動の実施は必要であり、拘置所においては、受刑者と同様、運動スペースや職員配置などの問題を解決した上で、日曜日等を除き、最低一日一時間の戸外運動を実施するよう努めるべきである。」と言及されている。

さらに、行刑改革会議も、2003年12月22日、既決の受刑者処遇のあり方について、「現在の運動実施状況をみると、大半の行刑施設において、運動は、入浴を実施しない日において、1日30分程度行う運用になっているが、運動は、心身ともに健康な状態を維持するため、極めて重要であると考えられることから、この運用状況は不十分といわざるを得ず、運動スペースや監視にあたる職員配置などの問題を解決した上で、前述のように、1日8時間の刑務作業時間の確保を絶対的な要請と考えることなく、最低1日1時間の運動時間を確保するように努めるべきである。」と提言している。

この提言は既決の受刑者に関するものであるが、前記の被拘禁者処遇最低基準規則第21条も、未決・既決を問わず「戸外の作業に従事しないすべての被拘禁者」に対して一日1時間の戸外運動を義務づけているように、運動の重要性について未決被拘禁者と区別して論ずる意味はなく、行刑改革会議の提言の趣旨は、本件のような未決被拘禁者の処遇のうえでも最大限に尊重されるべきである。むしろ、未決被拘禁者は、教育や作業といった処遇がなく、既決の受刑者と比較してもその拘禁性が高いのであるから、戸外運動の必要性は極めて切実であるといえる。



前記のとおり、東京拘置所には、地上の運動場が存在した。そして、未決被拘禁者も、新収容棟が完成する前においては、この地上運動場での運動を行っていた。そうであれば、東京拘置所においては、未決被拘禁者の心身の健康を保つため、この地上運動場を活用すべきであって、未決被拘禁者に対し、地上運動場における戸外運動の機会を与え、運動の時間には戸外の自然に触れることが可能な環境を整備すべき義務が存在するというべきである。また、その時間も上記のとおり最低1時間が確保されるべきである。なお、東京拘置所は、地上運動場を将来、廃止する方向であると説明していたが、未決被拘禁者の身体的・心理的健康を維持するうえで地上運動場が有する意義は極めて大きいものであるから、これを廃止すべきではない。

以上から、地上運動場での運動を一切認めず、かつ、時間的にもわずかな運動時間しか認めていない東京拘置所の現在の運用は、この点からも、未決被拘禁者の身体的・精神的健康を保持する権利を侵害するものといわざるを得ない。

#### 4 結論

よって、標記のとおり勧告する。

以 上